

令和3年2月19日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について

2021年度卒業・修了予定者等を対象とした就職・採用活動については、本年3月1日から企業の広報活動が、6月1日には採用選考活動の開始が、それぞれ予定されております(※)。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、学生等が安心して就職活動に取り組める環境を整えるため、今後の企業の採用活動に当たって、御留意いただきたい基本的事項を、別添のとおりとりまとめました。貴団体におかれては、本事項を加盟各企業等へ御周知いただきたく、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の皆様は、厳しい事情を抱えているところと思いますが、政府では、事業を継続していただき、暮らしと雇用を守るため、各種の支援策を講じており、新卒者等の雇用についても、第二の就職氷河期世代を作らないよう、別紙の「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」(令和3年1月18日一部改訂)を進めているところです。

企業の皆様には、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2021年度新卒者等の採用を積極的に進めていただくよう、改めてお願い申し上げます。あわせて、若者に応募機会を広く提供するため、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者が新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるよう、御対応をお願いいたします。

(※)「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」(令和2年3月31日付内閣官房内閣審議官、文部科学省高等教育局長、厚生労働省人材開発統括官及び経済産業省経済産業政策局長通知)において遵守することを要請

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2021年度（2022年3月）に卒業・修了予定の学生等を対象とした採用活動を行うに当たっては、以下の基本的事項に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

I. 2021年度卒業・修了予定者等について

1. オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施が可能な企業におかれては、オンラインを積極的に活用してください。また、その旨を情報発信するようお願いいたします。
- ② 通信手段や使用ツールなど、どのような条件で実施するかについて、事前に明示し、学生が準備する時間を確保してください。
- ③ 通信環境により、音声・映像が途切れる場合等には、学生等が不安にならないよう御対応ください。
- ④ オンライン環境にアクセスすることが困難な学生等に対しては、対面や他の通信手段による企業説明会や面接・試験も併せて実施してください。

2. 対面による企業説明会や面接・試験の実施

対面による企業説明会や面接・試験を実施する際には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、いわゆる3密（密閉空間、密集場所、密接場面）になることのないよう、広報活動日程及び採用選考日程を後倒しにするなど柔軟な日程の設定や秋採用・通年採用などによる一層の募集機会の提供を行うとともに、その旨を積極的に情報発信してください。

また、以下の①から⑧に掲げる、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底するようお願いいたします。

- ① 密集の回避、身体的距離の確保、こまめな換気を行い、いわゆる3密を避けるよう、入退場時の導線や待合室等を含めた会場の環境整備を行ってください。
- ② 学生や企業側参加者等によるマスクの常時着用を徹底してください。
- ③ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び各地域の通知サービスを活用するよう学生等に促してください。
- ④ 入場時の検温を行うとともに、発熱・咳等の症状がある者の参加制限などを行ってください。
- ⑤ 会場内にアルコール消毒液を設置し、学生等へその使用を周知するとともに、複数人が触る箇所の消毒を徹底してください。また、学生等

へのこまめな手洗いを奨励してください。

- ⑥ 飲食の機会を可能な限り制限し、やむを得ない場合には、飲食用に感染防止対策を行ったエリアを設置した上で、学生等に飲食を行ってもらうようにしてください。
- ⑦ 待合室等において学生等が大声で会話することがないように、事前に周知してください。
- ⑧ 対面での企業説明会や面接・試験開催を延期・中止する場合は、交通、宿泊等への影響に鑑み、学生等に対しその旨を速やかに御連絡ください。

3. その他学生等への配慮

学生等が発熱等のやむを得ない理由により、企業説明会はもとより、面接・試験に出席できないことをもって、その後の採用選考に影響を与えることがないように御配慮ください。また、その旨を積極的に情報発信するようお願いいたします。

II. 卒業・修了後3年以内の既卒者について

- ① 若者雇用促進法に基づく指針(注)を踏まえ、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募可能となるよう御対応ください。
(注)「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)
- ② 上記①の既卒者について、通年採用など様々な募集機会を設けることを積極的に御検討願います。また、そうした機会を提供する場合には、その旨を積極的に情報発信するようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、下記ホームページにより最新の情報を御確認いただき、安全対策に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

- 首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※ 特に大規模な企業説明会等を開催する場合には、会場使用にかかる人数上限や収容率などについて、国や都道府県による要請等を御確認ください。

- 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年2月4日)
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf